



島根の建設業の労働災害

令和7年

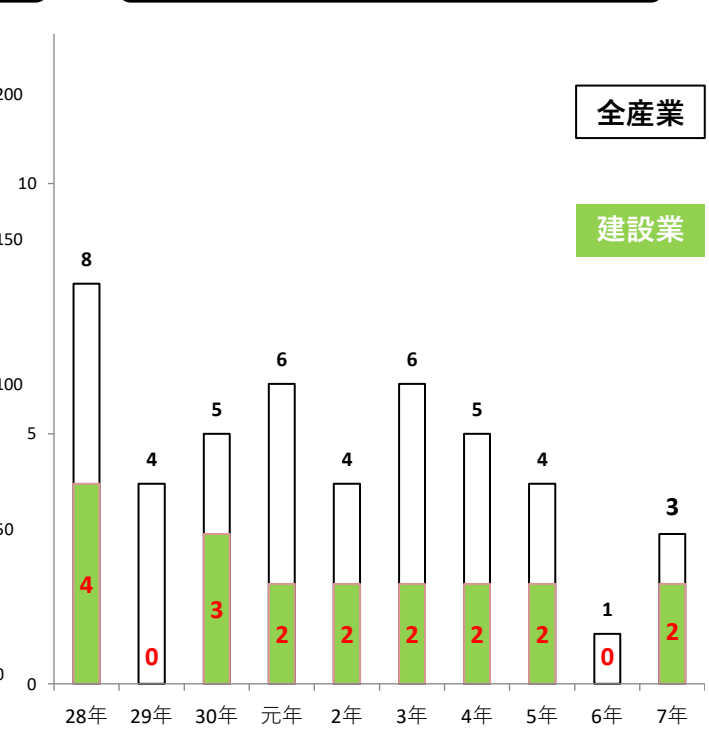
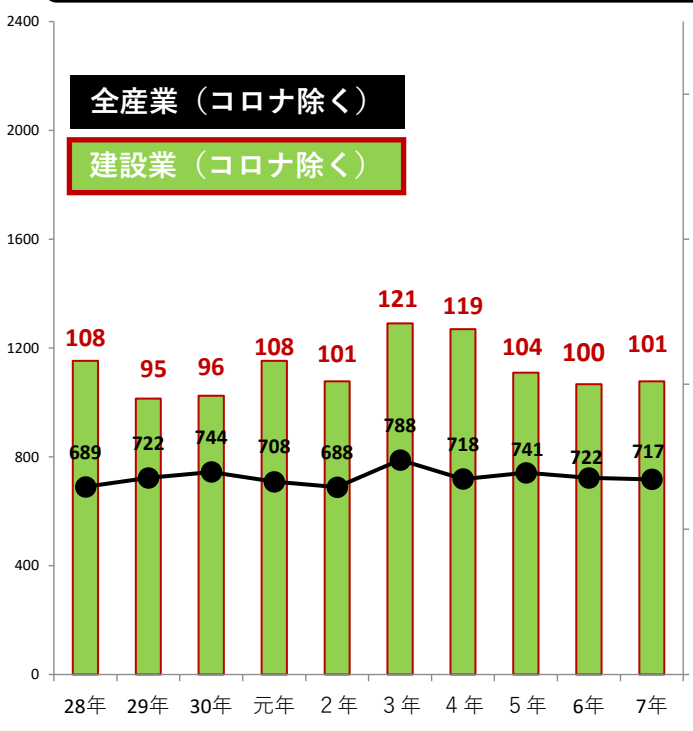


島根労働局
公式キャラクター
しじろー

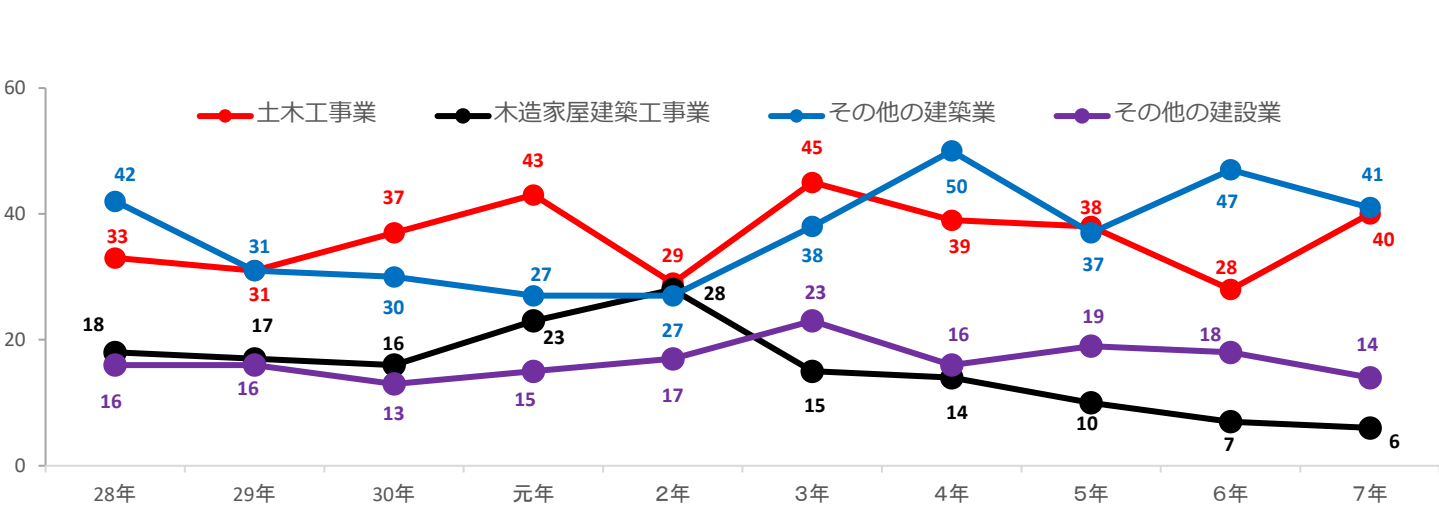
島根県内における令和7年の建設業の労働災害発生状況（新型コロナウイルス患者除く）は、休業4日以上^の被災者数が**101人**と、**前年から1人（1.0%）増加**し、そのうち**2人**の尊い命が失われました。

年別労働災害発生件数の推移（コロナ除く）

年別死亡災害発生件数の推移



年別業種別労働災害発生件数の推移（コロナ除く）



労働基準監督署別労働災害発生状況

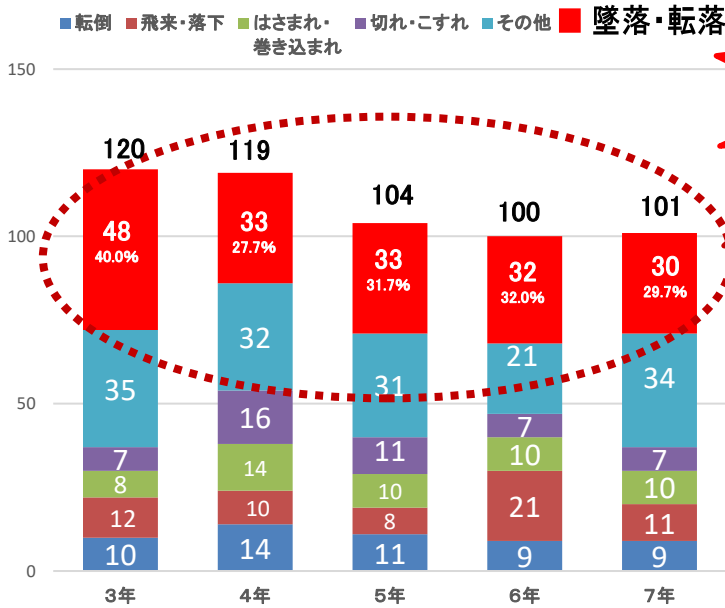
業種	全署計					松江署					出雲署			浜田署			益田署				
	6年	7年	増減数	増減率 (%)		6年	7年	増減数	隠岐		増減数	6年	7年	増減数	6年	7年	増減数	6年	7年	増減数	
	死亡:死傷者	死亡:死傷者				死亡:死傷者	死亡:死傷者		死亡:死傷者	死亡:死傷者		死亡:死傷者	死亡:死傷者		死亡:死傷者	死亡:死傷者		死亡:死傷者	死亡:死傷者		死亡:死傷者
全産業計(除鉱山法適用)	1: 722	3: 717	▲5	▲0.7		0: 288	0: 277	▲11	0: 15	0: 15	0	0: 257	1: 268	11	0: 95	1: 94	▲1	1: 82	1: 78	▲4	
建設業	土木	0: 28	2: 40	▲12	▲42.9	9	13	4	2	2	0	7	1: 15	8	7	1: 6	▲1	5	6	1	
	木造建築	0: 7	0: 6	▲1	▲14.3	1	4	3		1	1	3	2	▲1	3		▲3			0	
	その他の建築	0: 47	0: 41	▲6	▲12.8	16	22	6		0: 1	1	21	12	▲9	7	5	▲2	3	2	▲1	
	その他	0: 18	0: 14	▲4	▲22.2	10	8	▲2	2	0	▲2	5	3	▲2	3	1	▲2			2	2
	小計	0: 100	2: 101	1	1.0	0: 36	0: 47	11	0	4	0: 4	0	36	1: 32	▲4	0: 20	1: 12	▲8	0: 8	0: 10	2
製造業	0: 146	0: 135	▲11	▲7.5	53	47	▲6	2	0: 1	▲1	0: 55	0: 57	2	0: 16	0: 17	1	0: 22	0: 14	▲8		
林業	0: 28	0: 25	▲3	▲10.7	3	2	▲1	1	0	▲1	0: 11	0: 9	▲2	0: 1	0: 6	5	0: 4	0: 1	▲3		
新型コロナノリ患(※外数)	0: 202	0: 71	▲131	▲64.9	0: 88	0: 30	▲58	0	4	0	▲4	0: 58	0: 29	▲29	0: 35	0: 9	▲26	0: 21	0: 3	▲18	

注：休業4日以上、隠岐は松江署の内数。

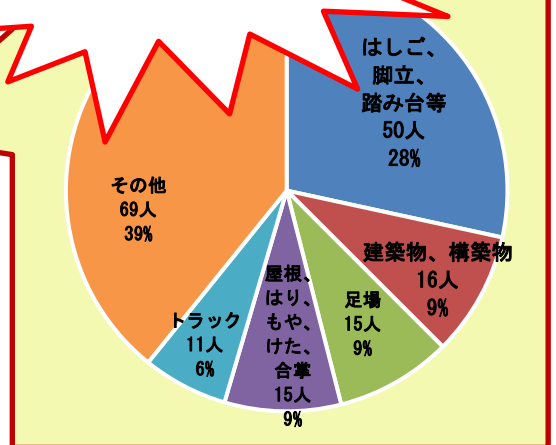
死亡災害（令和元年～令和7年）

No.	発生年月	元請下請	発生状況
1	令和元年11月	下請	つり足場において作業を行っていたところ、作業床の端から川に墜落し、溺死した。
2	令和2年8月	下請	同僚と2名で倉庫屋根上（鉄骨スレート葺）を覆っている木の枝の除去作業中、外部足場から倉庫屋根上に移動し歩いていたところ、屋根に取り付けていた明かり取り用波板を踏み抜き、約6m下のコンクリート床に墜落した。
3	令和2年12月	元請	道路の除雪作業のため自宅から除雪ドザー駐車場所に向かう旨、午前2時30分頃会社に電話連絡後、連絡がとれなくなり、約13時間後に上記駐車場付近で倒れている被災者が発見された。
4	令和3年8月	下請	建築工事現場の屋根上で資材片付け作業中、照明設備を取付けるための開口部（90cm×90cm）から、約11m下のコンクリート床に墜落した。
5	令和3年12月	元請	乗用車を運転中、反対車線へはみ出し、対向車と衝突した。
6	令和4年2月	下請	動力機械内に設置されていた検知器の点検作業中、機械と床の間に挟まれた。
7	令和4年8月	下請	クレーン船を作業位置に移動させる際、水中コンクリート型枠に接触し、その型枠脱型作業していた被災者がクレーン船と型枠の間に挟まれた。
8	令和5年11月	下請	土嚢を据え付ける作業中、ドラグ・ショベルの横を通行していたところ、ドラグ・ショベルが旋回し、ドラグ・ショベルの車体後方部と仮設防護柵にはさまれた。
9	令和5年12月	下請	埋め捨てられていたタワークレーンの基礎の撤去作業中、高さ約2.7mにあった地中梁の均しコンクリートの塊が落下し、その下敷きになった。
10	令和7年1月	下請	岸壁において作業を行うため、送気員が送気マスクを準備し、被災者が梯子にて待機していたところ、被災者が何らかの原因で海に転落した。
11	令和7年5月	元請	立木をチェーンソーにより伐倒しようとして追い口を入れた際、幹から裂け上がり、裂けた部分が被災者に覆いかぶさっている状態で発見された。

事故の型別発生状況



墜落・転落災害により
過去5年で**176人**被災！



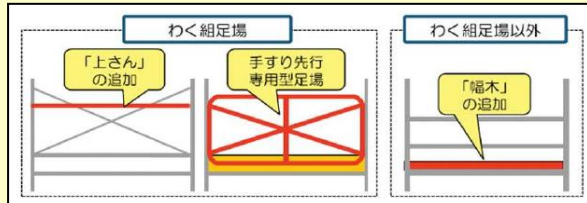
【過去5年の墜落・転落災害の起因物】

墜落・転落災害防止対策

建設現場で墜落・転落災害を防止するため、次の各種対策の実施及び確認をお願いします。

◇ 足場等からの墜落・転落災害防止

足場は労働安全衛生規則を遵守し設置するとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「**より安全な措置**」等の措置を適切に実施してください。



◇ 墜落制止用器具の適切な使用

旧規格の胴ベルト型安全帯は、**令和4年1月2日以降**使用することができません。
令和4年1月2日以降は、「**墜落制止用器具の規格**」に適合したものを使用しなければなりません。
フルハーネス型墜落制止用器具の使用にあたっては、使用させる労働者に特別教育を実施するほか、「**墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン**」に基づき適切な措置を講じてください。



— 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止について —

墜落制止用器具の一部の製品について、**構造規格を満たしていないものがあることが判明しました**。構造規格を満たしていない墜落制止用器具の使用は中止してください。



◇ はしご・脚立からの墜落・転落災害防止

骨折等の重篤な災害が多数発生し、過去には死亡災害も発生しています。「はしご」・「脚立」を使用する場合は、作業前にチェックリストにより点検し、安全を確認してから作業を行ってください。



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要について 【令和7年5月14日公布】

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法及び作業環境測定法については、令和8年4月を中心に段階的に施行されます。改正の概要及び施行期日については下記のとおりとなっております。

詳細については、下記の厚生労働省のホームページから確認していただくか、島根労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害防止を図るため、

- ①注文者等が講ずべき措置、（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ②個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育等の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

○ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ①化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ②化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
- ③個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ①ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ②登録機関や検査業者の訂正な業務の実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への順守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

○高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

今般の改正につきまして、厚生労働省のホームページに特設ページを設けておりますので、ご確認ください。

